

第95回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

I. 事業報告の以下の事項

- | | |
|------------------|--------|
| 1. 会社の体制及び方針 | 1頁～ 3頁 |
| 2. 会社の支配に関する基本方針 | 4頁～ 5頁 |

II. 連結計算書類及び計算書類の以下の事項

- | | |
|------------------------|----------|
| 1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 | 6頁 |
| 2. 連結計算書類の連結注記表 | 7頁～ 16頁 |
| 3. 計算書類の株主資本等変動計算書 | 17頁 |
| 4. 計算書類の個別注記表 | 18頁～ 21頁 |

第95期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社 R K B 毎日ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 会社の体制及び方針

当社の経営理念は、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社としての責任を全うし、また企業活動のすべてにわたって公正と誠実の理念を貫き、地域社会の揺るぎない信頼を得ることにあります。

このため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり、取締役会において決議しております。

(1) 当社及び子会社(以下「当社グループ」という)の取締役・使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社及び会社法第2条第3号に定義される子会社により構成される当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために、コンプライアンス憲章を定め、当社グループ内の全取締役・使用人に周知徹底させる。
- ②コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
- ③社内に独立した監査部門を設け、コンプライアンス委員会と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は取締役会及び監査役に報告されるものとする。
- ④法令及び定款上疑義のある行為等について、使用人等が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設ける。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定に従い設置されたリスク管理委員会において、社内で発生しうる損失のリスクを正確に把握し、発生防止策及びリスク発生時の損失を極小化する事前対応策を検討するものとする。また、新たに生じたリスクについては同委員会において討議し、取締役会へ報告するとともに、速やかな措置をとるものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催する。
- ②経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、月1回開催される常勤取締役会及び必要に応じ開催される臨時常勤取締役会において議論し、その決定を経て執行する。
- ③グループ会社管理の担当部署を置き、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。常勤取締役・監査役及び担当部署は月1回以上グループ社長会を開催し、関係会社の月次業績のレビューを受け、改善策等を各社に指示するとともに、常勤取締役会を経て執行された事項について各社から報告を受けるものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の指名する使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役からの指示に対し他の業務に優先して従事するものとする。

(6) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、業務監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備する。取締役会は、報告された内容を速やかに監査役会(窓口は常勤監査役)に文書にて報告する。また、報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内の全取締役・使用人に周知徹底する。

(7) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の監査役会監査に対する理解を深め、監査役会監査の環境を整備するよう努める。また、監査役会と代表取締役との間の意見交換会を開催するとともに、監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務執行の適正性及び効率性の向上

当事業年度は定例を含め11回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

(2) 当社グループにおける業務の適正性の確保

当社の行動指針であるRKBコンプライアンス憲章をグループ会社にも適用し、子会社からコンプライアンスの推進状況及びリスク管理の状況について定期的に報告を受けるとともに事業の推進状況について確認いたしました。また、業務監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役会は7回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会や子会社の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人並びに業務監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を定めております。

(1) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても法令に別段の定めがある場合を除き、一概に否定されるべきものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思によりその適否が判断されるべきであると考えます。

ただし、株式の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることのできない可能性があるなど、当社及び当社グループ会社(以下、「当社グループ」といいます。)の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

当社は上場会社として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うことはもとより、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下にもつ認定放送持株会社として、高い公共性を求められている企業であります。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、放送法や電波法等、法令の趣旨、放送事業者としての公共的使命と社会的責任を深く認識し、自覚しなければなりません。さらに視聴者・聴取者の支持と共感を得ることのできる番組制作や、地域社会・市民社会の発展に寄与する企業活動を柱とする事業計画を推進させ、当社グループの企業価値、株主の共同の利益を継続的に堅持し、また向上させていく者でなければならないと考えております。

(2) 基本方針の実現の取り組み

当社は、民間放送局を傘下に持つ認定放送持株会社として、放送の公共的使命と報道機関としての責任を自覚し、地域社会・市民社会の発展に貢献する企業活動を継続することが社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。当社グループが構築してきたコーポレートブランドや企業価値、株主共同の利益を確保・向上させていくため、以下の3点を重点施策とした取り組みを推進しております。

①迅速・正確な報道

「価値ある情報」を迅速・正確に発信することを第一の責務とします。また、視聴者・聴取者の支持を得る情報を発信し、またエンターテインメントコンテンツ制作を行います。さらに、制作管理体制を整備・点検し、視聴者・聴取者の信頼を損なう番組は放送いたしません。

②地域社会・市民社会への貢献

放送に加え、放送局の特性を生かした良質なイベントの展開等、総合力でエリアへの貢献を果たします。また、企業活動自体が地球環境に負荷があることを認識し、環境保全活動を推進いたします。

③健全な経営

安定的な財務体質を目指して、コスト意識の徹底を図り、時代に合った番組づくりと事業の展開、また、デジタル時代の新たな収入源の開発など多様なコンテンツ開発に経営資源を集中します。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社が公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても法令に別段の定めがある場合を除き、一概に否定されるべきものではありません。

しかし、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある敵対的かつ濫用的買収が当社に対して行われた場合には、必要かつ適正な対応を採らなければなりません。

従って、当社は当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該大規模買付行為の是非について適切に判断するために必要かつ十分な情報を求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の関連法令に基づき、必要な措置を講じてまいります。

連結株主資本等変動計算書 <2023年4月1日から2024年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	560	4	34,280	△185	34,660
当期変動額					
剰余金の配当			△164		△164
親会社株主に帰属する当期純利益			717		717
自己株式の取得					－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	552	－	552
当期末残高	560	4	34,833	△185	35,213

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,235	△79	1,155	1,089	36,906
当期変動額					
剰余金の配当					△164
親会社株主に帰属する当期純利益					717
自己株式の取得					－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,635	79	2,714	106	2,820
当期変動額合計	2,635	79	2,714	106	3,373
当期末残高	3,871	△0	3,870	1,195	40,279

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

(2) 連結子会社の名称

R K B 毎日放送株式会社

株式会社B C C

株式会社R K B C I N C

R K B 興発株式会社

宗像陸上養殖株式会社

宗像陸上養殖株式会社については、新規設立に伴い当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、当社の連結子会社である株式会社R K B 映画社は、同じく当社の子会社であるR K B ミューズ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅し、連結の範囲から除外しております。なお、R K B ミューズ株式会社は株式会社R K B C I N C に商号変更しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称等

有限会社平和ビルサービス

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等(持分に見合う額)がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社(有限会社平和ビルサービス)及び関連会社(株式会社九州東通及び株式会社むなかた未来)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(ア) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(イ) その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

主として、商品、仕掛品については個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)により、貯蔵品については最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物

定額法(主な耐用年数15～50年)

その他の有形固定資産

定率法(主な耐用年数2～15年)

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

①放送事業

放送事業は、テレビ及びラジオを放送する事業であります。主な履行義務は顧客との契約に基づき、視聴者及び聴取者に番組と広告を放送することであり、放送された時点で収益を認識しております。

②システム関連事業

システム関連事業は、主にシステムの開発を行う事業であります。システム開発は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、システム開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生したシステム開発原価が、予想されるシステム開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、システム開発における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いシステム開発については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③不動産事業

不動産事業は、主に保有するビル及び土地を賃貸する事業であります。当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1年)による定額法により費用処理することとしております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	放送事業	システム 関連事業	不動産事業	その他事業	合計
テレビ放送	12,949	－	－	－	12,949
ラジオ放送	963	－	－	－	963
システム関連	－	7,850	－	－	7,850
その他	－	－	－	1,068	1,068
顧客との契約から生じる収益	13,913	7,850	－	1,068	22,831
その他の収益	－	－	1,017	－	1,017
外部顧客への売上高	13,913	7,850	1,017	1,068	23,849

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	4,482
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	4,518
契約資産(期首残高)	50
契約資産(期末残高)	177
契約負債(期首残高)	62
契約負債(期末残高)	99

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、流動資産の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は、流動負債の「その他」に含まれております。契約資産は、主にシステム開発等のサービス契約において、進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として認識しており、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えております。契約負債は主に、顧客から受け取った前受対価に関連するものであり、履行義務の充足に伴い収益に振り替えております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は62百万円であります。なお、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はなく、契約負債の残高の重大な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,646百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループにおける繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性等に依存しております。特に将来の課税所得の見積りにおいて、RKB毎日放送株式会社の収入の柱となる放送事業のテレビ広告収入の予測は国内景気等の外部環境の影響を受けるため、主要な仮定となります。

今後の経過によっては、これらの仮定及び見積りの見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 22,214百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都中央区	賃貸用不動産	建物等	155

資産のグルーピング方法は事業用資産においては事業区分をもとにグルーピングを行っており、賃貸用不動産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産グループは、所在場所の再開発計画への参画及び賃貸物件の取り壊しを決定したことに伴い、資産グループの帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

当該資産の回収可能価額は取り壊しを決定したため零と評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	2,240,000	－	－	2,240,000
合計	2,240,000	－	－	2,240,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	164	75	2023年3月31日	2023年6月30日
計		164			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 164百万円
- ②1株当たり配当額 75円
- ③基準日 2024年3月31日
- ④効力発生日 2024年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な定期預金及び安全性の高い金融資産等に限定しております。

資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務または資本提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理に関する規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業担当部等が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理に関する規定に従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額1,174百万円)及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資(連結貸借対照表計上額299百万円)は、「その他有価証券」には含まれておりません。また、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「未収入金」及び「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100	99	△1
②その他有価証券	7,930	7,930	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,721	－	－	7,721
その他	68	140	－	208
資 産 計	7,789	140	－	7,930

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	99	—	99
資 産 計	—	99	—	99

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債、社債及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式、国債及び上場不動産投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、市場における取引価格が存在しない投資信託は、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。また、地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、福岡市において賃貸用の土地を有しております。また、本社ビル(土地を含む。)の一部を賃貸に供しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
10,871	22,890

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定評価書等(時点修正等を含む)の金額に基づくものであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 17,829円74銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 327円18銭 |

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 <2023年4月1日から2024年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	560	4	140	2,233	25,182	850	28,405
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△57		57	—
固定資産圧縮積立金の積立				—			—
別途積立金の積立					200	△200	—
剰余金の配当						△164	△164
当期純利益						265	265
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	△57	200	△41	101
当期末残高	560	4	140	2,176	25,382	808	28,507

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△185	28,785	1,255	1,255	30,040
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩			—		—
固定資産圧縮積立金の積立			—		—
別途積立金の積立			—		—
剰余金の配当		△164			△164
当期純利益		265			265
自己株式の取得		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,630	2,630	2,630
当期変動額合計	—	101	2,630	2,630	2,731
当期末残高	△185	28,886	3,885	3,885	32,772

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物

定額法(主な耐用年数15～50年)

その他の有形固定資産

定率法(主な耐用年数6～10年)

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

(1) 不動産事業

不動産事業は、主に保有するビル及び土地を賃貸する事業であります。当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

(2) 経営指導

経営指導は、主に関連会社への経営助言業務であり、関連会社との契約に基づいて経営助言を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,883百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 短期金銭債権	89百万円
(2) 短期金銭債務	64百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	838百万円
仕入高	333百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金	181百万円
貸付利息	5百万円
固定資産購入	47百万円

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都中央区	賃貸用不動産	建物等	155

資産のグルーピング方法は事業用資産においては事業区分をもとにグルーピングを行っており、賃貸用不動産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産グループは、所在場所の再開発計画への参画及び賃貸物件の取り壊しを決定したことに伴い、資産グループの帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

当該資産の回収可能価額は取り壊しを決定したため零と評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 47,933株

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金(955百万円)、その他有価証券評価差額金(1,584百万円)であり、繰延税金資産の発生の主な原因は、吸収分割による子会社株式(1,181百万円)等であります。なお、繰延税金資産から控除された金額(評価性引当額)は149百万円であります。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	RKB毎日放送(株)	所有 直接100%	不動産の賃貸 経営指導 役員の兼務	不動産の賃貸	686	売掛金	62
				経営指導料	117	売掛金	10
子会社	RKB興発(株)	所有 直接100%	不動産管理	不動産管理料	278	未払費用	29
子会社	宗像陸上養殖(株)	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付	1,500	長期貸付金	1,500
				利息の受取	5	—	—
役員が代表権を 有している会社	(株)福岡銀行 (柴戸隆成が代表 を務める会社)	被所有 直接4.65%	当社取締役 (株)福岡銀行 代表取締役会長	資金の借入	1,100	短期借入金	500
				利息の支払	0	前払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・不動産の賃貸については、本社建物等に係るものであり、当社の原価を勘案して合理的に金額を決定しております。
- ・経営指導料については、グループ経営管理事業に係るものであり、当社の原価を勘案して合理的に金額を決定しております。
- ・不動産管理料については、本社建物等に係るものであり、不動産管理料に関する契約に基づき、合理的に金額を決定しております。
- ・(株)福岡銀行からの資金の借入は運転資金に係るものであり、いわゆる第三者のための取引で、取引条件及び取引条件の決定方針は、一般取引先と同様であります。
- ・資金の貸付は設備資金に係るものであり、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 14,950円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 121円12銭 |

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。